

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学実施許諾等取扱規程

平成16年4月1日

規程第 36 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の研究成果に係る本学が所有する知的財産権の企業等の学外機関（以下「企業等」という。）への実施許諾及び譲渡について基本的な事項を定めることにより、その取扱いを明確にし、かつ、公正を確保するとともに、知的財産権の利用の適正化、本学における研究成果の産業界への適切かつ効果的な移転・普及の促進を図り、もって産業技術の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「本学が所有する知的財産権」とは、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究成果物取扱規程(平成16年規程第34号)第2条第1項に規定する研究成果物であつて、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職務発明等取扱規程（平成16年規程第33号。以下「職務発明等取扱規程」という。）第8条及び第9条に基づき本学が権利を承継し、又は所有する次に掲げる権利をいい、企業等との共有に係るものを含む（本学が企業等と共同して行った研究、企業等から受託して行った研究等に係るものについては、当該企業等との契約により、その知的財産権の本学の持分が決定された後に共有になるものとする。）。

(1) 特許権等

(2) 著作権

(3) 回路配置利用権

(4) 育成者権

(5) 技術ノウハウを使用する権利

2 この規程において「優先的实施許諾」とは、契約によって期間、地域、分野等について、特定の者に優先的に実施権の許諾をすることをいい、専用実施権又は独占的通常実施権の形態での許諾を含む。

(本学が所有する知的財産権に対する実施許諾の原則)

第3条 本学は、本学が所有するすべての知的財産権について、産業化をしない場合のほか、特別な事情がある場合を除き、原則として実施許諾をすることができる。

2 前項の規定に基づく実施許諾は、第8条に定める学術研究機関への実施許諾のほか、特別な事情がある場合を除き、原則として有償とする。

3 本学と企業等との共有に係る知的財産権について、当該企業等が自己実施

する場合においても、事業を行わない大学の特性に鑑み、当該企業等との間でこの規程に基づく実施許諾契約を締結しなければならない。

- 4 本学の研究成果の産業界への技術移転を行うに際し、研究成果の技術移転を促進し、実効有らしめるために必要な場合、有用な関連する発明、ソフトウェア、技術ノウハウ等に係る本学の知的財産権を包括して実施許諾をすることができる。

(実施許諾契約の締結権限等)

第4条 本学が所有する知的財産権についての実施許諾契約の締結権限は、学長に属するものとする。

- 2 学長は、前項に定める実施許諾契約について、産官学連携推進部門長に、契約書の作成、企業等との交渉その他の契約の締結に係る業務を行わせることができる。

第5条 本学は、本学が所有する知的財産権の企業等への実施許諾を行う場合には、当該実施許諾を受けようとする企業等との間で、次の各号に掲げる許諾条件を含めた実施許諾契約を締結するものとし、具体の許諾条件は、諸状況を勘案し企業等との協議により定めるものとする。

- (1) 実施許諾の対象となる知的財産権の特定
- (2) 実施許諾の優先・非優先の別
- (3) 実施許諾の範囲
- (4) 実施許諾の期間
- (5) 実施許諾の対価について、その額及び支払い方法等の支払い条件
- (6) 実施報告義務
- (7) 実施許諾を受けた知的財産権を、当該実施許諾を受けている企業等が実施し事業化していないと本学が認め、かつ、その実施許諾を受けている企業等によりその知的財産権の実施をするための効果的な手段を既にとられている、又は相当期間内にとることが期待されると本学が認める程度に証明できない場合には、実施許諾の全部又は一部を解除できること。

(優先的实施許諾)

第6条 本学は、本学が所有する知的財産権について、次の各号に掲げる場合のほか、優先的实施許諾をすることが、当該知的財産権の実施の促進又は成果の普及をするために効果的な場合、相当の期間を定め、優先的实施許諾をすることができる。

- (1) 本学との共有に係る知的財産権について、当該知的財産権を共有する者が希望する場合
- (2) 本学が企業等と共同して行った研究により、本学が単独で所有する知的財産権について、当該共同して研究を行った企業等が希望する場合
- (3) 本学が企業等から受託して行った研究により、本学が単独で所有する知

的財産権について、当該研究を本学に委託した企業等が希望する場合

- (4) 本学が所有する知的財産権に係る知的財産の創作者（発明者）自身が事業化する場合
- 2 本学は、本学が所有する知的財産権について、優先的実施許諾を行う場合には、当該実施許諾を受けようとする企業等に、実施許諾の申出とともに、その旨の説明書等を提出させるものとする。
- 3 本学は、本学が所有する知的財産権について、優先的実施許諾を行う場合には、当該優先的実施許諾を受けようとする企業等との実施許諾契約において、本学が公共の利益のため特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときには、その優先的実施許諾を受けた者以外の者に対して非独占的な実施許諾ができる旨の取決めを定めるものとする。

(知的財産権の譲渡)

- 第7条 本学は、本学が所有する知的財産権について、前条第1項各号に掲げる場合のほか、その知的財産権の実施の促進又は成果の普及を促進するために効果的であると認められる場合には、当該知的財産権の企業等へ譲渡を行うことができる。
- 2 本学は、本学が所有する知的財産権の企業等への譲渡を行う場合には、当該譲渡を受けようとする者に、その知的財産権の譲渡の申出とともに、その旨の説明書等を提出させるものとする。
 - 3 本学は、本学が所有する知的財産権の企業等への譲渡を行う場合、当該企業等と譲渡契約を締結するものとし、当該譲渡契約において企業等に次に掲げる事項を約させるものとする。
 - (1) 公共の利益のために特に必要があるとき、又は当該知的財産権を実施していないときにおいて、第三者から実施許諾の協議を求められた場合には、これに応ずること。

(学術研究機関に対する実施許諾の特例)

- 第8条 本学は、学術研究機関の求めに応じ、本学が単独で所有する知的財産権について、学術研究機関に実施許諾をする場合、この規程の定めにかかわらず、学術研究機関が次の各号に掲げる事項を約することを条件に、実施許諾の対価その他の条件を無償又は特別のものとするすることができる。
- (1) 学術研究目的（アカデミックユース）以外には実施許諾を受けた知的財産権の実施をしないこと。
 - (2) 営利・非営利にかかわらず、本学の許諾を得ることなく第三者に再実施の許諾を行わないこと。
 - (3) 本学が、当該学術研究機関の単独所有に係る知的財産権を学術目的で実施することを希望する場合、当該学術研究機関が本学から受ける取扱いと同様の取扱いをすること。

(実施料等の収入の帰属と発明者等への還元)

第9条 この規程に基づき本学が所有する知的財産権の企業等への実施許諾等により、実施料等の収入があった場合、当該収入は、本学に帰属する。

- 2 前項の規定に基づく実施料等の収入の一部は、当該収入に貢献した知的財産権に係る発明者等に還元されるものとする。
- 3 前項に基づく発明者等への還元は、職務発明等取扱規程第18条の規定に基づき行ふ。

(技術移転事業者への委託等)

第10条 本学における研究成果の産業界への移転・普及を行う上で効果的な場合、本学は、本学が所有する知的財産権に関する実施許諾に係る業務の全部又は一部を、学外の研究及び開発等の成果を民間事業者に対し移転する技術移転事業を行う者（以下「技術移転事業者」という。）に委託することができる。

- 2 前項の規定に従い、本学が技術移転事業者に本学が所有する知的財産権について企業等への実施許諾又は譲渡を行わせる場合、当該技術移転事業者に、この規程に規定する取扱いに準じ行われるようにするものとする。

(適用除外)

第11条 本学は、本学の所有する知的財産権の実施許諾又は譲渡を行う場合、又は特別な事情があるときは、この規程の一部を適用しないことができる。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、実施許諾の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。